’14.10.改定

富士火災
Member of AIG

2014年10月1日以降保険始期用

ベリエスト MUSE

ひとつ上を行く自動車保険

一般用総合自動車保険・家庭用総合自動車保険

VERIEST

ひとつ上を行く安心と安全をお約束します。

より安心で安全なカーライフのために、事故対応はもちろん、
事故防止から事故後のケア、さらに日常生活のサポートまで、
幅広い補償とサービスをお約束する、ひとつ上を行く自動車保険です。

ベリエストミューズは、次の補償をセットしたご契約です。

- ●対人賠償責任保険
- ●対物賠償責任保険
- ●人身傷害保険(特約)
- ●人身傷害諸費用特約
- ●相手車全損時臨時費用特約
- ●車両搬送費用特約
- ●車両搬送時諸費用特約

＋

ベリエストAセット
または
ベリエストBセット
または
ON/OFFセット
搭乗者傷害保険

一般用総合自動車保険(FAI)・家庭用総合自動車保険(FAP NEO)のいずれでもご契約いただけます。ご自身やご家族のライフスタイルに合わせてお選びください。

【対象】ノンフリート契約／自家用8車種・二輪自動車・原動機付自転車(原動機付自転車はFAIのみ対象)

自家用8車種…自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車(普通〈最大積載量 0.5トン以下・0.5トン超 2トン以下〉・小型・軽四輪)、特種用途自動車(キャンピング車)

ベリエストミューズがご提供する充実のサービス。

▶事故防止サポート

「事故に遭いたくない」「あまり運転に自信がない」

オンライン教習所

専用サイトで事故防止に役立つ次のメニューをご提供いたします。

http://www.fujimuse.com/

STEP1：心構え
ドライバー診断
あなたの性格や状況判断力を診断し、運転時の傾向や特に気をつけるべきポイントをアドバイスします。

STEP2：事故回避力アップ
危険予測トレーニング
交差点での右折や、住宅街での走行など、さまざまな運転シーンに潜む危険を予測する訓練ができます。

STEP3：運転スキルアップ
ドライビングテクニック講座
狭い路地での運転、高速道路の合流、縦列駐車など、日常の運転シーンで役立つコツを映像で学べます。

▶事故発生時ヘルプ

「事故現場での対応が不安」「いち早く安心を手に入れたい」

事故現場「電話代理対応」

対人・対物事故の場合、事故現場から事故報告をいただいた際、ご希望により、お客さまに代わって電話にて事故の相手方に、今後の対応についての説明等を行います。

(注)お客さまから直接、弊社「ベリエスト専用ダイヤル」に事故のご報告をいただいた場合にご利用いただけます。

ロードレスキュー

ご契約のお車が事故・故障などで自力走行不能となったとき、ご利用いただけます。「ロードレスキュー」は、「車両搬送費用特約」および「車両搬送時諸費用特約」による補償と、ご契約に付帯される次のサービス等により構成されます。

▶レッカー・搬送業者の手配
▶現場応急対応〈バッテリー上がり、パンク、インロック、ガス欠、オイル・冷却水補充、30分程度の応急修理〉
▶臨時帰宅手段・宿泊施設のご案内

(注)サービス内容は概要をご案内しております。また、ご利用上の制約がありますので、詳しくは「ロードレスキュー・ロードレスキューミニ」のチラシをご覧ください。

安心コール1(ワン)

対人・対物・人身傷害事故の際に、お客さまのご希望により事故受付完了から1時間以内に初期対応状況をお客さまへお知らせします。

▶初期対応サービス例…相手方への連絡・代車の手配・病院への手配　等

(注1)お客さまから「ベリエスト専用ダイヤル」に事故のご連絡をいただき、ベリエストの保険金支払対象となる事故の場合にご利用いただけます。
(注2)事故状況等によっては、初期対応サービスをご提供できない場合があります。
(注3)大規模な自然災害発生時や事故状況等によっては、1時間以内に対応できない場合があります。

事故時ご自宅訪問

対人・対物・人身傷害事故の際に、お客さまのご希望により事故受付完了から48時間以内に担当スタッフがお客さまのご自宅へ訪問し、事故解決までの手続や相手方への対応方法などのアドバイスを行います。

(注1)お客さまから「ベリエスト専用ダイヤル」に事故のご連絡をいただき、ベリエストの保険金支払対象となる事故の場合にご利用いただけます。
(注2)離島など地域によっては、48時間以内に訪問できない場合があります。

▶事故後のフォロー

「事故後の生活もフォローしてほしい」

アフターケアコンシェルジュ

人身傷害保険金のお支払いの対象となる事故で3日以上入院された場合、事故報告をしていただいた後、補償メニューの中から必要となる補償を選んで「アフターケアコンシェルジュセンター」にお申込みください。原則として弊社が、補償の手配から「人身傷害諸費用特約」による費用のお支払いまでを行います。

(注1)一部、補償を受けられる方が直接、補償の手配をしていただくケースや費用を立替えていただく場合があります。
(注2)「アフターケアコンシェルジュ」は、弊社提携会社が運営する「アフターケアコンシェルジュセンター」を通じて、事前に指定した各種補償提供業者より補償をお客さまへご提供いたします。

▶補償メニューはパンフレット中ページの「人身傷害諸費用特約」をご覧ください。

▶日常生活サポート

「日常のいざという時にもサポートしてほしい」

健康・介護電話相談

夜間の急病や応急処置など、医療や介護に関するご相談に電話でお応えします。

▶健康・医療・介護に関するご相談、夜間・休日の診療機関のご案内

もらい事故のときも安心。「ベリエスト ミューズ」に「弁護士費用特約(自動車)」をセットされている場合は次のサービスをご利用いただけます。

▶日弁連弁護士ご紹介

「弁護士費用特約(自動車)」の保険金支払対象となる事故により損害を被り、相手方に対する損害賠償請求のご相談や法的手続の委任を弁護士に依頼される場合に、「日本弁護士連合会(日弁連)」を通じて弁護士をご紹介します。

(注)事案によっては、弁護士のご紹介ができない場合があります。

▶電話でできる法律相談

自動車事故による被害(人身・財物損害)について、相手方に対して損害賠償請求をするためのご相談に弁護士が電話でお応えします。また、日常生活上の法律問題についてもご相談が可能です。

(注)ご相談は予約制となります。

●「オンライン教習所」「事故現場『電話代理対応』」「安心コール1(ワン)」を除く各種サービスは弊社提携会社が提供するサービスです。
●各サービスは予告なく変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。

ベリエスト MUSE

あなたにも、あなたの大切な存在 ひとつ上を行く安心と安全を。

万一の事故に ひとつ上を行く備えを。

【相手方への賠償に関する補償】

対人賠償責任保険

ご契約のお車の事故により、他人（歩行者や自動車に乗車中の方など）を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担された場合に、自賠責保険などで支払われる金額を超える部分に対して保険金額（※1）を限度に保険金をお支払いします。保険金額は「無制限」をおすすめします。

無保険車傷害保険（特約）

自動車事故により死亡された場合、または後遺障害を被られた場合で、事故の相手方が不明または十分な保険を契約していなかったために賠償を受けられなかったときに保険金をお支払いします。

▶対人臨時費用保険金

対人事故の被害者の方が死亡または3日以上入院された場合に、臨時に必要とする費用（お見舞いの花代や菓子折代など）をお支払いします。

	死 亡	入院20日以上	入院3日以上20日未満
FAI	被害者1名につき15万円	被害者1名につき3万円	
FAP NEO		被害者1名につき5万円	被害者1名につき3万円

対人・対物賠償事故の場合、保険の補償を受けられる方と相手方の同意が得られれば、弊社が相手方との示談交渉をお引受けし、事故解決のためのお手伝いをします。ただし、法律上の損害賠償責任が発生しない場合（お客さまに過失がない事故等）などには、弊社は相手方との示談交渉はできません。

対物賠償責任保険

ご契約のお車の事故により、他人の財物（車や建物など）に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金額を限度に保険金をお支払いします。保険金額は「無制限」をおすすめします。

相手車全損時臨時費用特約

対物事故により相手自動車が全損（※2）になり、保険の補償を受けられる方が相手自動車の価額（※3）と修理費の差額または買い替え時の諸費用を道義的に負担された場合にその費用について、次の❶❷いずれか高い額を限度に保険金をお支払いします。ただし、対物賠償責任保険金をお支払いする場合に限ります。

❶

条 件	限度額
損害賠償責任額（注）の15%に相当する額が10万円未満の場合	10万円
損害賠償責任額の15%に相当する額が30万円を超える場合	30万円
上記以外の場合	損害賠償責任額の15%

（注）損害賠償責任額とは「相手自動車の価額×保険の補償を受けられる方の過失割合」をいいます。

❷ 修理費が相手自動車の価額を上回る場合、その差額に保険の補償を受けられる方の過失割合を乗じた金額（50万円限度）。ただし、相手自動車が事故発生の日から6か月以内に修理された場合に限ります。

【ご自身や同乗者への補償】

人身傷害保険（特約）

保険の補償を受けられる方が自動車事故により死傷された場合や後遺障害を被られた場合に、過失割合にかかわらず保険金額を限度に、弊社が定めた「人身傷害条項（特約）損害額算定基準」（相手方の賠償責任保険とは算出方法が異なります。）に基づいて算出した保険金をお支払いします。ただし、無保険車傷害保険（特約）から保険金が支払われる場合を除きます。

（注1）相手方からの賠償金や労働者災害補償制度による給付等、損害を補償するために支払われる額については、原則としてその額を差し引いて保険金をお支払いします。

（注2）保険金額を上回る損害部分および弊社の算定基準を超える損害部分については、お客さまご自身による相手方への請求が可能です。

お客さまの過失割合部分も補償します。

たとえば過失割合 70（お客さま）：30（相手方）の場合、お客さまの治療費などは…

人身傷害保険（特約）がついていないと…
お客さまの過失（70%）自己負担
相手方の過失（30%）

人身傷害保険（特約）がついていると…
富士火災がまとめて補償

相手方との交渉は不要です。

にも、

人身傷害保険(特約)の補償対象となる方

① 記名被保険者(※4)または個人被保険者(※5)
② ①の配偶者
③ ①または②の同居の親族
④ ①または②の別居の未婚(※6)の子
⑤ ①～④以外でご契約のお車に乗車中の方

記名被保険者が個人の場合、または個人被保険者を設定した場合、左記①～④に該当する方は歩行中などの自動車事故についても補償の対象となります。また、FAP NEOなら自動車事故ばかりでなく、その他の交通事故および建物火災により被った損害まで補償されます。

(注) 左記①～⑤に該当する方以外にも、ご契約のお車の保有者(※7)・運転者(※8)も補償の対象となります。ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合で自動車損害賠償保障法第3条の損害賠償請求権が発生しない場合に限ります。

人身傷害の被保険自動車搭乗中限定特約

人身傷害保険(特約)の補償範囲をご契約のお車に乗車中の事故に限定する特約です。2台目以降のご契約におすすめします。

(注1) ご契約のお車の保有者・運転者はご契約のお車に乗車中の事故のみに限定されません。ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故にあわれた場合で自動車損害賠償保障法第3条の損害賠償請求権が発生しない場合に限ります。

(注2) 記名被保険者が法人の場合には自動セットされます。ただし、個人被保険者を設定した場合には、この特約をセットしない人身傷害もお選びいただけます。

人身傷害諸費用特約

人身傷害保険(特約)における傷害により、保険の補償を受けられる方が病院等に3日以上入院された場合に、入院期間に応じた支払限度額の範囲内で、補償メニューの中から補償を提供します(または補償を利用されたことにより生じた費用に対して保険金をお支払いします。)。支払限度額は入院3日目に10万円、以後入院日数が10日経過するごとに10万円ずつ加算します。なお、退院時、入院日数に10日に満たない端日数が生じた場合には、端日数1日につき1万円を加算します。(180万円上限)

(注) それぞれの補償メニューのご利用には、一定の条件や上限額があります。詳しくは次の「補償メニュー」をご覧ください。

補償メニュー

ホームヘルパー派遣

補償の対象となる方のうち日常、家事を主として行う方(家事従事者)が入院した場合や、補償の対象となる方の入院にともない家事従事者が付き添う場合に、ホームヘルパーを家事従事者の自宅に派遣するための費用を補償。

1事故・1名あたり上限額
1日あたり 25,000円

介護ヘルパー派遣

補償の対象となる方のうち日常、介護を行う方(介護人)が入院した場合や、補償の対象となる方の入院にともない介護人が付き添う場合に、介護ヘルパーを介護人の自宅に派遣するための費用を補償。

1事故・1名あたり上限額
1日あたり 25,000円

ベビーシッター派遣

補償の対象となる方のうち日常、子供の身の回りの世話を行う方(育児従事者)が入院した場合や、補償の対象となる方の入院にともない育児従事者が付き添う場合に、ベビーシッターを派遣するための費用または保育施設に預け入れるための費用を補償。

1事故・1名あたり上限額
1日あたり 25,000円

ペットシッター費用

補償の対象となる方のうち日常、ペット(犬または猫に限ります。)の世話を行う方(ペット世話人)が入院した場合や、補償の対象となる方の入院にともないペット世話人が付き添う場合に、ペットシッターを派遣するための費用またはペット施設に預け入れるための費用を補償。

1事故・1名あたり上限額
1日あたり 25,000円

家庭教師派遣

補償の対象となる学生の方が入院した場合に、入院中の病院・診療所や退院後の自宅に家庭教師を派遣するための費用を補償。ただし、業務として法人が派遣する家庭教師に限ります。

1事故・1名あたり上限額
1日あたり 15,000円

メンタルヘルス

補償の対象となる方が入院した場合に、カウンセラー(臨床心理士・精神対話士・産業カウンセラー・精神保健福祉士等)によって事故後の心理的ショックを和らげることを目的としたカウンセリングを受けるための費用を補償。

1事故・1名あたり上限額
50,000円

自動車教習所講習

補償の対象となる方が入院した場合に、退院後、自動車教習所が開催する安全運転講習を受講するための費用を補償。

1事故・1名あたり上限額
50,000円

「アフターケアコンシェルジュ」利用上のご注意

●ご利用にあたっては、事前に「アフターケアコンシェルジュセンター」にご連絡ください。事前のご連絡がなく、お客さまご自身が手配されますと、保険金をお支払いできない場合があります。●お住まいの地域、病院等の場所や、やむを得ない事情によって、手配までに数日を要する場合や、手配ができない場合があります。●入院されている病院または診療所等において補償のご利用が許可されない場合や、補償のご利用により、傷害がより重大となるおそれがあると医師が判断する場合等は、補償の手配および保険金のお支払いはできません。●個々の補償のご利用については、お客さまの責任において選択・ご利用いただきます。弊社および「アフターケアコンシェルジュセンター」運営会社は、補償のご利用により加重された身体の障害、あらゆる事故等について責任を負いかねます。●支払限度額から、ご利用いただいた補償の合計金額(ご利用額)を差し引いた「利用可能額」が残った場合、「利用可能額」を保険金としてお支払いすることはできません。●破損・延長・キャンセル等が発生した場合の費用について、お客さまの自己負担となる場合があります。●それぞれの補償のご利用には、一定の条件や上限額があります。●補償の内容については変更をする可能性があります。●「アフターケアコンシェルジュセンター」へのご連絡は、「補償を受けられるご本人」「補償を受けられる方のご家族」から行うことができます。●補償を受けられた後に、「人身傷害諸費用特約」のお支払い対象事故でないことが判明した場合、既にご利用になられた補償の費用はお客さまのご負担になります。

(※1)保険金額…保険のご契約金額をいいます。
(※2)全損…相手車全損時臨時費用特約の全損とは、相手自動車の修理費が相手自動車の価額以上となる場合、または相手自動車の損傷が修理できない状態である場合をいいます。
(※3)相手自動車の価額…損害が生じた地および時における、相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月で同じ損耗度のお車の市場販売価格相当額をいいます。
(※4)記名被保険者…ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
(※5)個人被保険者…記名被保険者が法人の場合、記名被保険者とは別に「個人被保険者」を設定することができます。
(※6)未婚…これまでに婚姻歴がないことをいいます。
(※7)保有者…自動車損害賠償保障法第2条第3項の保有者(ご契約のお車を所有する方のほか、ご契約のお車を借りている方など、ご契約のお車を使用する権利を持つ方で自己のためにご契約のお車を運行の用に供する方)をいいます。
(※8)運転者…自動車損害賠償保障法第2条第4項の運転者(会社の業務のためにご契約のお車を運転する方や運転助手の方など、他人のためにご契約のお車を運転またはその補助に従事する方)をいいます。

車両搬送費用特約

ご契約のお車が自動車事故･故障または落輪により自力走行不能となった場合に負担された次の費用について、保険金をお支払いします。

●ご契約のお車を事故･故障現場から修理工場等へ搬送するための費用。
●落輪したご契約のお車をクレーン等で引き上げる費用。

保険金額 ： 30万円限度

(注)車両保険に自動セットされます。車両保険をご契約されない場合はご希望によりセットできます。

車両搬送時諸費用特約

ご契約のお車が自動車事故･故障により自力走行不能になり、修理工場等へ搬送された場合に負担された費用について、保険金をお支払いします。

(注)車両搬送費用特約付きのご契約にご希望によりセットできます。

費用名	保険金のお支払い対象となる費用	上限額
車両運搬・引取費用	修理完了後のご契約のお車を保険の補償を受けられる方の居住地その他の場所まで運搬するために必要な費用など。	1事故･1故障につき30万円
臨時宿泊費用	保険の補償を受けられる方が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するために必要な1泊分の客室料。	1事故･1故障、1名につき1万円
臨時帰宅・移動費用	保険の補償を受けられる方が損害発生の地から出発地、居住地または当面の目的地のいずれかへ移動するにあたり、合理的な経路および方法により、ご契約のお車の代替となる交通機関を臨時に利用した場合に必要な費用。	1事故･1故障、1名につき2万円

日々の暮らしに ひとつ上を行く優しさを。

【ベリエストセット】

ベリエストAセット

介護費用特約

人身傷害保険(特約)の保険金支払対象となる事故により、約款に定める第1級～第9級の後遺障害を被り、かつ、弊社の定める要介護状態になった場合に保険金をお支払いします。

▶支払保険金

介護を要する状態の区分		支払保険金基準額
要介護状態区分A	重度	300万円
	中度	240万円
要介護状態区分B		300万円

支払保険金=上記支払保険金基準額×支払対象期間に対応するライプニッツ係数
(注)介護を要する状態の区分･支払対象期間･ライプニッツ係数については約款にてご確認ください。

福祉機器等取得費用特約

人身傷害保険(特約)の保険金支払対象となる事故により、約款に定める第1級～第3級の後遺障害を被り、かつ、社会経済活動への参加のために福祉機器等の取得が必要と認められた場合に、取得費用を300万円限度にお支払いします。

ご存知ですか？

65歳未満では、自動車事故によるケガで要介護状態になった場合、公的介護保険制度では支給の対象になりません！

福祉機器等とは？

後遺障害による支障を補完または軽減するための機器･用具をいいます。福祉車両･電動車イスなどがあります。

ベリエストBセット

「ベリエストBセット」は記名被保険者が個人の場合のみご契約いただけます。

携行品特約

保険金額：保険期間(※9)1年につき 30万円限度

国内･国外を問わず自宅外における偶然な事故により、保険の補償を受けられる方の所有する携行品に破損･盗難などの損害が生じた場合に、携行品1個(1組･1対)あたり10万円(乗車券･通貨などは5万円)を限度として再調達価額(※10)(貴金属等は時価額(※11))または修繕費をお支払いします。

日常生活賠償責任特約

保険金額 ： 無制限

日本国内において保険の補償を受けられる方が日常生活で他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします。

▶賠償事故解決特約　日常生活賠償責任特約に自動セット

「日常生活賠償責任特約」で補償する損害賠償の請求を受けた場合、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）は原則として弊社で行います。

ON/OFFセット

「ON/OFFセット」は記名被保険者が個人の場合のみご契約いただけます。

休業お見舞い(所得補償特約)

ご契約のお車に乗車中の自動車事故により保険の補償を受けられる方(注)が傷害を被り、その直接の結果として死亡または一定期間以上就業不能(※12)になった場合に保険金をお支払いします。

●休業保険金：死亡または1か月以上就業不能となった場合、就業不能期間1か月あたり5万円（12か月限度／事故発生の日からその日を含めて12か月以内に死亡の場合は就業不能期間を12か月とみなします。）。
●臨時費用保険金：就業不能期間が15日以上となった場合、または死亡の場合5万円。

(注) 契約時に有職者（アルバイト･パートタイマーを含みます。）であることが条件です。なお、契約時にご指定いただければ記名被保険者に代えて、他の方（1名／契約時に有職者であることが条件です。）を補償対象者とすることもできます。

対物事故時の代車費用5日間特約

対物事故を起こした際、その事故により損害を受けたご契約のお車を修理している期間または買い替えまでの期間にレンタカーなどの代車を利用される場合の費用として日額5,000円(5日間限度)を保険金としてお支払いします。自家用8車種(※13)で車両保険がセットされたご契約ではご希望により右記の特約もお選びいただけます。

▶代車費用特約(代車借入条件付実損払方式)

自動車事故により損害を受けたご契約のお車を修理している期間または買い替えまでの期間にレンタカーなどの代車を利用された場合の費用をお支払いします(30日限度)。ただし、1日につき、ご契約で定めた支払限度日額を限度とします。

●支払限度日額は、5,000円･7,000円･10,000円･15,000円からお選びいただけます。

(注)車両保険の支払対象となる事故であれば、車両保険金の請求の有無にかかわらず代車費用のみの請求が可能です。

「ON/OFFセット」がセットされたご契約では、宿泊･レジャー施設などが会員料金でご利用いただける「ON/OFFサービス」がセットされます。詳しくは「『ON/OFFセット』付き自動車保険専用サービス」のチラシをご覧ください。本サービスは弊社提携会社が提供するサービスです。また、本サービスは予告なく変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。

(※9)保険期間…保険のご契約期間をいいます。
(※10)再調達価額…保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再取得するのに必要な金額をいいます。
(※11)時価額…損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
(※12)就業不能…業務能力の滅失または減少により平常の業務に従事することができず、医師の治療を要している状態をいいます。
(※13)自家用8車種…自家用乗用車(普通･小型･軽四輪)、自家用貨物車(普通〈最大積載量0.5トン以下･0.5トン超2トン以下〉･小型･軽四輪)、特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。

大切な存在に ひとつ上を行く思いやりを。

【選べる補償】

弁護士費用特約（自動車）

自動車事故により保険の補償を受けられる方が他人から死傷させられた場合や財物(注)に損害を与えられた場合に、相手方に損害賠償請求を行う際に弊社の同意を得て支出された弁護士費用・訴訟費用等や法律相談費用について保険金をお支払いします。

弁護士費用・訴訟費用等：300万円限度
法律相談費用：10万円限度

(注)業務に使用される財物、業務に関連して受託した財物は除きます。ただし、ご契約のお車は対象となります。

車両保険

ご契約のお車が衝突や接触などにより、損害を受けられた場合に保険金をお支払いします。(注1)
車両保険は次の2つのタイプからお選びいただけます。

- 一般車両保険　さまざまな事故や災害を対象としたタイプ。
- エコノミーA(注2)　補償範囲を限定して保険料をお安くしたタイプ。

補償範囲表

ご契約タイプ ＼ 事故例	車以外の物との衝突・接触	あて逃げ	転覆・墜落	車庫入れミス	車と車の衝突・接触(注3)	火災・爆発	盗難(注4)	台風・洪水・高潮	騒擾(じょう)・労働争議の暴力・破壊行為	飛来中・落下中の他物との衝突	落書・いたずら・窓ガラス破損
一般車両保険	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エコノミーA	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○

(注1)お車の欠陥、自然消耗、故障などによるご契約のお車の損害やタイヤの単独損害(火災・盗難を除きます。)については、保険金をお支払いできません。
(注2)「エコノミーA」とは、「車両危険限定特約(エコノミーA)」をセットした車両保険をいいます。ご契約のお車が「二輪自動車」または「原動機付自転車」の場合はセットできません。
(注3)「エコノミーA」では、相手自動車および運転者(所有者)が確認できる場合に限り保険金をお支払いします。相手自動車とは、その所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車をいいます。
(注4)ご契約のお車が「二輪自動車」および「原動機付自転車」の場合、盗難によって生じた損害については保険金をお支払いできません。

搭乗者傷害保険

ご契約のお車に乗車中の方が、自動車事故により死傷された場合、または後遺障害を被られた場合に保険金をお支払いします。

医療保険金

「日数払」または「一時金払」から、お選びいただけます。

●日数払　治療を目的として入院または通院した日数(注)に対して、入院日数1日につき入院保険金日額、通院日数1日につき60日を限度に通院保険金日額を医療保険金としてお支払いします。

(注)事故発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、保険金をお支払いできません。

●一時金払　事故発生の日からその日を含めて180日以内に治療を目的として入院または通院した場合に、次の額を医療保険金としてお支払いします。

入院または通院の合計日数が4日以内の場合：治療給付金として一律1万円。
入院または通院の合計日数が5日以上の場合：入通院給付金としてケガの内容に応じた下表の金額。

▶搭乗者傷害保険の医療保険金支払額基準表

❶	以下の❷～❹以外	10万円
❷	ア.手指・足指を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂 イ.上肢・下肢(手指・足指を除きます。)の腱・筋・靭帯の損傷・断裂	30万円
❸	ア.上肢・下肢(手指・足指を除きます。)の欠損・切断 イ.眼球の内出血・血腫・破裂	50万円
❹	ア.脳挫傷・脳挫創等の脳損傷　イ.頭蓋内血腫(頭蓋内出血を含みます。) ウ.頚髄損傷　エ.脊髄損傷　オ.胸腹部臓器等の破裂・損傷	100万円

搭乗者傷害の医療保険金(一時金払)の2倍払特約　「一時金払」の医療保険金を2倍にしてお支払いする特約です。さらに充実した補償をご提供いたします。

死亡保険金

事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、1名保険金額の全額をお支払いします。

後遺障害保険金

事故発生の日からその日を含めて180日以内に約款に定める後遺障害を被られた場合に、1名保険金額の4%～100%を後遺障害の程度に応じてお支払いします。また、約款に定める重度後遺障害を被られ、かつ、介護の必要が認められた場合には後遺障害保険金に加えて、「重度後遺障害特別保険金」として1名保険金額の10%(100万円限度)、「重度後遺障害介護費用保険金」として後遺障害支払保険金の50%(500万円限度)をお支払いします。

(注)死亡保険金と後遺障害保険金については重複してお支払いする場合でも、お支払いする保険金の総額は1名保険金額を限度とします。

事故報告も情報確認も その場で可能。

安心を携帯する気持ちから生まれたメニューです。

モバイルサービス

保険証券に表示したQRコードから、ご契約者専用のモバイルサイトにユーザー登録していただくことにより、次のメニューが携帯電話からご利用いただけます。万一の事故やトラブルの際、大変便利です。

（注）上記は画面イメージです。
実際の画面とは異なります。

▶GPS事故報告・ロードレスキュー

見知らぬ場所で事故・故障などにあわれた場合でも、携帯電話のGPS（位置情報機能）を利用して事故場所をご報告いただくことにより、素早いサポートが可能です。

▶Webによる事故報告

モバイルサイトから、いつでも「事故のご報告」「連絡希望時間帯のご指定」が簡単にできます。

（注1）大規模な自然災害発生時や事故状況等によっては連絡希望時間帯に対応できない場合があります。
（注2）「安心コール1」の対応はできませんのでご注意ください。

▶事故経過情報配信サービス

ご希望により、事故のご報告後の弊社における対応状況を経過情報として携帯メールにて配信いたします。

（注1）モバイルサイトにて、配信のお申し込みが必要です。
（注2）お知らせの内容により、携帯メール以外の方法でご連絡させていただく場合があります。

▶ご契約内容・サービスメニューの確認

ご契約内容の概要、ご利用可能なサービスがご確認いただけます。

▶連絡先一覧

万一の事故やトラブルなどの際、ご利用いただける各種フリーダイヤルをご確認いただけます。

（注1）「モバイルサービス」は無料でご利用いただけます。ただし、通信料はご利用者さま負担となります。
（注2）携帯電話の機種（※）や通信環境により、ご利用いただけない場合があります。
（注3）スマートフォンからは、モバイルサービスをご利用いただけません。
（注4）本サービスは予告なく変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。
（※）ソフトバンク携帯をご利用の方は2011年7月以降、同社の仕様変更にともない「モバイルサービス」のご登録・ご利用ができません。

Web約款 ～地球に優しい選択～

Web約款の場合、インターネットを利用して弊社のウェブサイトからいつでも約款（ご契約のしおり）をご覧いただけます。ご契約時にWeb約款をご選択いただきますと、紙の消費節減により環境保護に貢献できます。さらに、Web約款をご選択いただいた件数に応じ、一定額を弊社より環境保護団体へ寄付させていただきます。

※Web約款をご選択いただいた場合、冊子での「ご契約のしおり」の送付は省略させていただきます。
弊社ウェブサイトよりWeb約款をご覧ください。

http://www.fujikasai.co.jp/

●保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」「クレジットカード払特約」をセットされた場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しないときは、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生したときは、ただちに取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っています。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

●このパンフレットの内容は「ベリエストミューズ」の概要の説明です。その他の補償内容等については「自動車保険総合パンフレット」をご覧ください。
●ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」）をご用意しておりますので、必ずお読みください。
●ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

電話番号はおかけ間違えのないように

商品・契約内容に関するお問い合わせは…
富士火災 お客さまセンター 自動車保険専用窓口
0120-228-303
＊携帯電話・PHSからもご利用になれます。
●平　日：午前9:00～午後6:00（年末年始を除きます。）
●土日祝：午前9:00～午後5:00

事故の受付・ご相談は…
富士火災 セイフティ24コンタクトセンター
0120-220-557
＊携帯電話・PHSからもご利用になれます。
24時間・365日受け付けております。

ご不満・ご要望のお申し出は…
富士火災 お客さまの声室
0120-246-145
＊携帯電話・PHSからもご利用になれます。
●平　日：午前9:00～午後7:00
（年末年始を除きます。）

弊社との間で問題を解決できない場合は…
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808
＊PHS・IP電話からは03-4332-5241
●平日：午前9:15～午後5:00（12月30日～1月4日を除きます。）
※電話料金はお客さま負担となります。

富士火災海上保険株式会社
〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20　TEL. 03-5400-6000（大代表）
http://www.fujikasai.co.jp/

お問い合わせは

FUJI 3S PACKAGE Speedy Support Safety 損害サービスパッケージ 富士火災 事故緊急対応サービス

VEGETABLE OIL INK

この印刷物は環境負荷の少ない植物油インキを使用しています。

'16.9.100,000（F2882F）㊙【D369S】